

議長（竹島ユリ子君） 4番 川崎和夫君。

4番（川崎和夫君） おはようございます。4番の川崎和夫です。

私は、昨年6月の定例議会で男女共同参画推進について質問しました。

舟橋村の男女共同参画への取り組みは、他の市町に比べ非常に遅れており、今後どのように対応していくかについて質問いたしました。

昨年の質問の要点は2点あり、1つは推進員の増員ともう1つは舟橋村として条例、プランを制定してはどうかということについて質問いたしました。

そのときの村長の答弁では、舟橋村は隣接の市町に比べ取り組みが低いということは否めない。早い機会に村民の男女平等にかかわる意識調査を実施、共同参画社会の実現に向けての基本計画、プランづくりに努めていきたいとありましたが、どのようになっているのか、またどのような形で進めようとしているのかについてお伺いします。

本年度の予算で社会教育総務費として男女共同参画舟橋村連絡会助成金として5万円の予算が計上されております。現在舟橋村の推進員は県からの委嘱3名、舟橋村地区の8名の推進員、加えて11名に増員されておりますが、これはプラン策定のための予算ではありません。

県内で男女共同参画の条例化・プランの策定ができていないのは舟橋村だけあります。行政としての基本計画・プラン策定への取り組みの姿勢が見えてきておりません。どのような形で住民参加の基本計画をなされるのかお伺いします。

ことし2月15日に舟橋村と富山大学地域づくり・文化支援センターで住民・地域・行政による協働型まちづくりの協定が締結されました。

また、昨年制定された舟橋村民憲章には、村民7名の方がワーキンググループに参加され、数回の検討会を経てつくり上げられたものです。

舟橋村民憲章をつくり上げていく過程でのものの見方、考え方は、村長がよく言われる住民と行政の協働の形ではないでしょうか。

各種の計画やプランを策定する場合、時には専門家や業者に依頼することもあるかとは思いますが、いかにして住民の声をその中に反映させるのか、そのプロセスが非常に大事なものになってくると考えます。計画・プラン策定へのプロセスを明示してほしいものであります。村長の考えをお聞かせ願います。

以上であります。

議長（竹島ユリ子君） 教育長 塩原 勝君。

教育長（塩原 勝君） 初めの男女共同参画の件につきまして、私のほうから答えさせていただきます。

私も4年目を迎えております。教育長になったばかりの平成17年3月議会で、今議長をやっておられます竹島議員から男女共同参画のことについて質問がありまして、その議事録をホームページで調べてみましたら、ちょうどそこが消えて、それから後の議事録がホームページに載っております。順番に消えていくということでありまして。

議事録はもちろん残っております。その議事録を見ましたら5ページにわたっておりまして、そのときの中田議長にもうちょっと短く答弁せよということでおしかりを受けたことを覚えております。

それで、ごく短くそのときのことも含めて言いますと、結局男女共同参画ということ、明治22年に大日本帝国憲法において人民の権利、男女平等ということからスタートしております。そして昭和21年の日本国憲法で人類普遍の原理として個人の尊重と男女平等がうたわれ、そして労働基準法、昭和61年には、男女雇用機会均等法で特に就労、就職その他の面において男女差別の撤廃などがありました。ただ、育児・介護休業法等いい法律もできてきているわけではありますが、一部で考え違いをして、どちらかというとそのデメリット分も出てきたことは事実ではないかというふうに思います。

というのは、晩婚とか未婚、フリーセックス、少子化、子育て放棄、シングルマザー、離婚、性病、こういったものがどちらかというジェンダーフリーという考えの中に特徴的に出たことも事実ではないか。しかし、現在この男女共同参画は非常に実績を上げて各市町村、自治体は、環境整備や社会教育、その他で頑張っているところであります。舟橋村も遅ればせながら婦人会の活動に始まり、そして郡の大会等への参加や、その他いろんな面について活動してきてはおります。

しかし、私はこの男女共同参画社会基本法が平成11年にできて、それから後、基本計画を立てることが男女共同参画が進んでいるとか進んでいないという問題ではないと。実際これに関するいろんな本を読みますと、まず家庭教育が一番なんだと。家庭教育でしっかりした自分の生き方、ある意味ではだんだん大人になっていく過程で正しい結婚観やあるいは幸せな結婚、そしてまた経済的な面の安定やありとあらゆること、そしてやがては夫婦の両方の親、老親の介護、やがては自分の幸せな老後ということを一貫して男女が同じように権利等、あるいは幸せ度も同じように生きていくということ

あって、ですからそういったことの基本は、幸せな家庭でできる。2番目はしっかりした学校教育で、男性、女性というのは平等であり、幸せに互いに尊重し理解して生きていくという教育を、いろんな教科、道徳等で教えなければいけない。そして第3は、自治体等が環境の整備あるいは社会教育等でしっかりしたルールもつくり、計画的にやっていくという中で男女共同参画は実現していくもので、一朝一夕に何かを整えたらなるというものではなくして、今後ずっと人類が続く限りそういったことを念頭に置いてやっていく必要があるというふうに私は考えております。

総理府の男女共同参画社会というところのページを見てみましたら、「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」であると書いてありました。

そういったことで、じゃ、舟橋村はどうなっているのかということですが、議員ご指摘のとおり、今までは県のほうから言われておりました推進員が3名おりました。しかし今各自治会から出ていただきまして合計11名になり、推進員の面では数も増え、充実したと。今年度中にこの方々で構想を練っていく、そして舟橋村の現状と住民の意識もアンケート等で調べる。過去にもアンケートはなされております。こういったところが舟橋村は遅れているのか、今後どのようにしていけばうまくいくのだろうかというようなことで計画案の策定ということに向かっていきたいと。それらの構想の基本は、平成21年度になるだろうというふうに考えております。

11人の構成員で今後いろいろ考えてやっていきますが、基本はまず自分たちから変わっていくという考えで、全体がそういうことになれば、何ら特別な法律も何も必要がないわけで、虐待があるから虐待防止法等ができるのであって、そういったものがなければそういうものがなくてもよかったのではないかなと思います。

同等の権利、男女平等ということが実現していたら、今さら男女共同参画ということを行っている必要もなかったのですが、そう簡単にそれらは実現しません。しかし、やはりそういったことを考えて今後も取り組んでいきたいということで答弁にかえさせていただきます。

議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 私のほうから、川崎和夫議員の各種計画・プラン作成における住民参画のあり方についてのご質問にお答えしたいと思います。

これからの地方自治は、地方分権改革の推進によりまして、民主主義の原点である住民自らが自らの地域のことを考えること。そしてまた自らの手で治めていく住民自治と地域のことは、地方公共団体が自主性、自立性を持って、自らの判断と責任のもとに地域の実情に合った行政を行っていく団体自治が大切であると思っております。

そのため行政は、地域の住民が自分たちで決定し、その責任も自分たちが負う（自己責任）という行政システムを構築していくということが大切だと思っておりますし、また一方、全国的な統一性や公平性を重視する「画一と集積」の行政システムから住民や地域の視点に立った「多様と分権」の行政システムに変革していかなければならないと思っております。

そして、その行政システムこそが一昨年度策定いたしました総合計画基本計画のメインテーマであります住民・地域・行政による協働型まちづくりであると考えておる次第であります。

昨年度富山大学と連携し、大学の持つ経験と知識を本村のまちづくりに活用できる体制を整備したこと、また今年度各テーマごとに魅力あるまちづくり協議会を立ち上げることもすべて住民の意見を取り入れた住民と行政の協働実現のためであります。

議員ご指摘の各種計画プランは、これからのまちづくりの基礎となりますので、何よりも住民のためのものでなければならぬと考えております。

そのためには、従来の行政主導の計画策定ではなく、住民アンケートによる住民ニーズの把握を行い、学識経験者のアドバイスをいただきながら、各種計画にかかわる住民から選任した委員とともに、計画策定を進めてまいりたいと考えております。

そういうことでございますので、どうか今後とも計画策定はあくまで住民本位のものであるという本旨に基づいて、策定を進めてまいりますので、どうかご理解のほどお願い申し上げます、私の答弁にかえさせていただきます。